

あいちデジタルヘルスプロジェクトに関する愛知県と 国立長寿医療研究センター及び民間事業者との連携協定書

愛知県（以下、「甲」という。）、国立長寿医療研究センター（以下、「乙」という。）、中部電力株式会社、名古屋鉄道株式会社、ソフトバンク株式会社、及び東京海上日動火災保険株式会社（以下、4者を総称して「丙」という。）は、「あいちデジタルヘルスプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）に関する連携協定を、以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲、乙及び丙が、連携・協力し、デジタル技術等を活用して、県民の健康寿命延伸と生活の質（Quality of Life、以下「QOL」という。）向上に貢献する住民向けの各種サービス・ソリューションの創出を目指すプロジェクトの立ち上げに関する連携事項を定めることを目的とする。

（連携事項および関係者の役割）

第2条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき、プロジェクトの実行組織として、「あいちデジタルヘルスコンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）の設立に合意し、コンソーシアムの設立及び運営について、次の事項について相互に連携してプロジェクトを推進することとする。

＜甲＞（1）プロジェクト全体の企画調整（研究開発基盤とサービス基盤の連携・活用）
に関すること

（2）コンソーシアムの事務局に関すること

＜乙＞（1）研究開発基盤の構築（高齢者健康診断など）に関すること

（2）研究シーズの提供に関すること

（3）共同研究開発に関すること

＜丙＞（1）サービス基盤の構築の検討に関すること

（2）各種サービス・ソリューション（ビジネスモデル、新商品）の開発検討に関すること

（3）共同研究開発に関すること

（4）データ分析に関すること

（秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は、連携事項の実施により知り得た相手方の機密情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、自らのグループ会社、業務委託先及び法律上の守秘義務を負う弁護士等の外部専門家、又は公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合はこの限りではない。また、甲、乙及び丙は、第1条に規定する目的以外に相手方の機密情報を使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は、機密情報に含まれないものとする。

（1）相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報

（2）相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又はその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報

（3）相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報

（4）相手方への提供後自己の責めによらず公知となった情報

（5）法令により開示を求められた情報

2 甲、乙及び丙は、本協定終了後3年間も、前項による秘密保持義務を負うものとする。

（情報の開示）

第4条 本協定に基づく取組の情報開示については、当事者及び関係者で協議して決定するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙又は丙から特段の意思表示がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、本協定を変更し、または解除できるものとする。

（その他）

第7条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

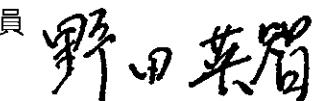
本協定の証として、本書を6通作成、甲、乙及び丙が署名の上、各1通を保有する。

2022年12月21日

（甲） 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事



愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
専務執行役員

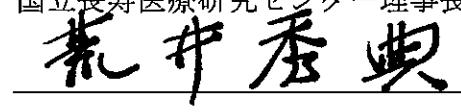


東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
常務執行役員



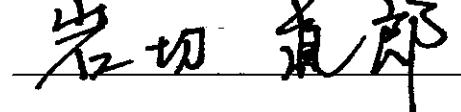
愛知県大府市森岡町七丁目430番地
国立研究開発法人

（乙） 国立長寿医療研究センター理事長



名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社

取締役 専務執行役員



東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上日動火災保険株式会社
常務執行役員

